

# 下水道使用料の現状について

令和7年度

第2回 滝沢市上下水道事業経営審議会

令和7年10月27日

# 内容

## 1 下水道使用料制度の概要

### 1-1 使用料制度の概要

### 1-2 これまでの使用料改定

## 2 下水道使用料の現状分析

### 2-1 近隣他団体との使用料体系の比較

### 2-2 近隣他団体との使用料比較

### 2-3 滝沢市の使用料の分布

### 2-4 使用料単価と汚水処理原価

## 3 今回の使用料改定のめざすところと今後のスケジュール

# 1 下水道使用料制度の概要

## 1-1 使用料制度の概要①

室内から排水される汚水排除量(汚水量)を測定することは、宅内で水道を使う水量(水道使用量)を水道メーターを使って測定することに比べて、とても困難です。

下水道を使用しているところは、水道を使用している場合がほとんどであり、水道を使用した分はほぼ下水道に排水されるため、水道メーターによって検針された水道使用量を汚水量としています。

$$\text{汚水量} = \text{水道使用量}$$

※井戸水を使っていて水道メーターが無い場合や、明らかに下水道に排水されない分がある場合は、その用途等に応じて汚水排除量を認定しています。

滝沢市の下水道使用料は、基本料金と超過料金(従量料金)の合計です。

$$\text{下水道使用料} = \text{基本料金} + \text{超過料金}$$

**基本料金**…使用水量の有無に関わらず使用者に負担していただく料金

**超過料金(従量料金)**…使用水量に応じて使用者に負担していただく料金

# 1 下水道使用料制度の概要

## 1-1 使用料制度の概要②

滝沢市は 基本水量制(5m<sup>3</sup>)を採用し、超過料金(従量料金)は遞増型です。

用途別	区分	汚水量(m <sup>3</sup> )	使用料(円、税込)
一般用	超過料金 1m <sup>3</sup> につき	5m <sup>3</sup> まで	1,133.00
		5～10m <sup>3</sup>	99.00
		11～20m <sup>3</sup>	143.00
		21～30m <sup>3</sup>	154.00
		31～50m <sup>3</sup>	165.00
		51～100m <sup>3</sup>	181.50
		101～500m <sup>3</sup>	192.50
		500～1,000m <sup>3</sup>	203.50
		1,001m <sup>3</sup> ～	214.50

【計算例】 汚水量が 20m<sup>3</sup> の場合、使用料の計算は次のとおりです。

$$1,133.00 + 99.00 \times 5 + 143.00 \times 10 = 3,058\text{円}$$

5m<sup>3</sup>までの分 5～10m<sup>3</sup>の分 11～20m<sup>3</sup>の分

※用途別で「一般用」のほかに「浴場用」「臨時用」があります。

# 1 下水道使用料制度の概要

## 1-2 これまでの使用料改定

平成22年6月1日

※金額は税込(円)

- ・基本水量を $10\text{m}^3$ から $5\text{m}^3$ へ

平成24年10月1日

- ・料率見直し(一般用 $20\text{m}^3$ /月2,310円→2,814円)

平成26年4月1日

- ・消費税法の一部改正に伴う改正8% (一般用 $20\text{m}^3$ /月2,901円)

→ 平成30年4月1日

- ・料率見直し(一般用 $20\text{m}^3$ /月2,901円→3,002円)

令和元年10月1日

- ・消費税法の一部改正に伴う改正10%(一般用 $20\text{m}^3$ /月3,058円)

### 【改定の背景】

- ・緊急時に即応できる資金の安定的確保
- ・流動比率を改善し、将来4年程度を限度とする期間内に見込まれる必要経費額を確保
- ・国が地方財政措置に関して経営努力の前提としている「下水道使用料徴収月3,000円／ $20\text{m}^3$ 」を早期に達成すること

## 2 下水道使用料の現状分析

### 2-1 近隣他団体との使用料体系の比較

近隣市町においては、滝沢市と同様、基本料金と従量料金の二部料金制となっています。また、逓増・逓減型(使用料の増加に応じて単価が高く・低くなる)の従量料金を採用している団体、基本水量制を採用している団体など、それぞれ地域の実状を考慮した料金体系としています。

#### ◆ 近隣他団体との料金体系の比較 ※金額は税込換算(円)

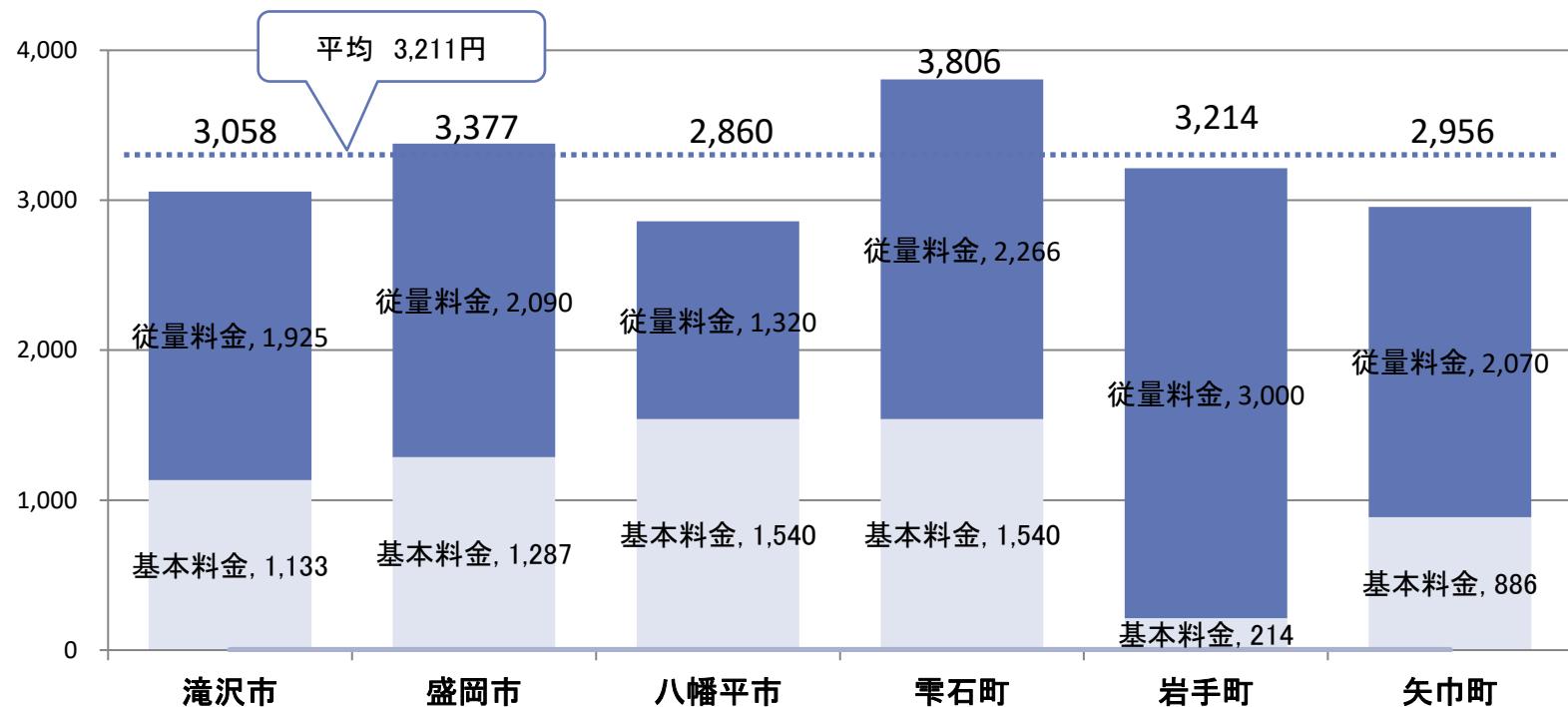
		滝沢市	盛岡市	八幡平市	雫石町	岩手町	矢巾町
二部料金制		○	○	○	○	○	○
用途別併用		一般、浴場、臨時	一般、公衆浴場、臨時	一般、浴場、臨時	一般、臨時	なし	生活、業務
従量料金	単一型単価					○ 150円	
	逓増・逓減型 一般単価	99円 ～214.5円	66円 ～275円	132円 ～176円	154円 ～242円		50.6円 ～222.2円
基本水量設定		5m <sup>3</sup> まで (1,133円)	なし	10m <sup>3</sup> まで (1,540円)	6m <sup>3</sup> まで (1,540円)	なし	なし
備考		R7.4.1改定		R6.4.1改定			

基本料金の中に  
5m<sup>3</sup>までの料金が含まれている

## 2 下水道使用料の現状分析

### 2-2 近隣他団体との使用料比較(20m<sup>3</sup>/1か月)

◆ 近隣他団体との使用料比較( 20m<sup>3</sup>/1か月 ) ※金額は税込換算(円)



※盛岡市の令和7年4月改定前…2,455円(20m<sup>3</sup>/1か月)。基本料金995円、従量料金1,460円)

## 2 下水道使用料の現状分析

### 2-3 滝沢市の使用料の分布

使用水量別にみた下水道使用料の分布を見ると、11～20m<sup>3</sup>が件数、使用量、料金ともに最も高くなっています。21～30m<sup>3</sup>が次いで高くなっています。

#### ◆ 使用水量別 下水道使用料 R6年度

使用水量 段階(m <sup>3</sup> )	件数(件)	使用水量(m <sup>3</sup> )	使用料 (円、税抜)
0 - 5	34,748	97,971	34,986,610
6 - 10	37,223	297,792	48,481,880
11 - 20	71,229	1,099,232	155,789,000
21 - 30	38,920	959,714	133,595,800
31 - 50	14,600	534,588	75,543,750
51 - 100	1,904	120,266	17,824,435
101 - 200	593	84,601	13,531,425
201 - 500	384	113,741	19,026,785
501 - 1,000	55	38,852	6,798,770
1,001 - 5,000	32	43,497	7,935,675
5,001 - 10,000	0	0	0
10,001以上	0	0	0
合計	199,688	3,390,254	513,514,130

## 2 下水道使用料の現状分析

### 2-4 使用料単価と汚水処理原価①

下水道事業の経営指標として【使用料単価】【汚水処理原価】という指標があります。

#### 【使用料単価】

有収水量(汚水量のうち使用料収入につながる分の使用水量) 1 m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料。滝沢市における汚水量 1 m<sup>3</sup>あたりの平均単価としての意味がある。

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \text{使用料収入(円)} \div \text{年間有収水量(m}^3\text{)}$$

#### 【汚水処理原価】

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用(管渠費等維持管理費、地方債等利息、減価償却費等)。汚水処理に係るコストを表した指標。

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \text{汚水処理費(円)} \div \text{年間有収水量(m}^3\text{)}$$

また、この【使用料単価】と【汚水処理原価】により、経営指標【経費回収率】を計算するともできます。

#### 【経費回収率】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。

$$\text{経費回収率( \% )} = \text{使用料単価(円/m}^3\text{)} \div \text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} \times 100$$

## 2 下水道使用料の現状分析

### 2-4 使用料単価と汚水処理原価②

滝沢市の経営指標

(税抜)

経営指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料単価( 円 / m <sup>3</sup> )	151. 18	151. 43	151. 25	151. 46
汚水処理原価( 円 / m <sup>3</sup> )	151. 96	152. 08	151. 86	152. 06
経費回収率( % )	99. 48	99. 57	99. 60	99. 61

使用料単価が汚水処理原価を下回っていて、経費回収率は100%をわずかに下回っています。これは汚水処理費用が下水道使用料収入だけでは賄えていない状況を示しています。改善するためには『使用料収入を増やす』『汚水処理費を減らす』必要があります。

#### 【地方公営企業法第17条の2第2項】

「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、～(略)～当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」

独立採算の原則⇒経費回収率は100%以上が望ましい。

### 3 今回の使用料改定のめざすところと今後のスケジュール

- ・公営企業会計は独立採算制が原則＝経費回収率100%
- ・改定時から4年間程度の必要経費を賄う収入
- ・次回改定時までに現在の年間使用料収入の1.5倍程度を資金として確保

⇒次回、料金改定案を数パターン提示いたします。

### 3 今回の使用料改定のめざすところと今後のスケジュール

時期	下水道使用料改定に係る予定	使用料改定以外の予定
R7.8月27日	滝沢市上下水道事業の今後の見通しについて	社会资本整備総合交付金事業評価について
R7.10月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 質問</li><li>・ 下水道事業の概要</li><li>・ 公共下水道事業会計の経営状況と使用料改定の検討について</li><li>・ 下水道使用料の現状について</li></ul>	<p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和6年度滝沢市水道事業会計決算について</li><li>・ 令和6年度滝沢市下水道事業会計決算について</li><li>・ 令和7年度滝沢市水道事業進捗状況について</li><li>・ 令和7年度滝沢市下水道事業進捗状況について</li></ul>
R7.12月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政収支計画と下水道使用料改定案について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和8年度滝沢市水道事業会計予算基本方針について</li><li>・ 令和8年度滝沢市下水道事業会計予算基本方針について</li></ul>
R8.1月下旬 ～2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 答申（案）について</li><li>・ 改定後の使用料体系（料金表）について</li></ul>	
R8.2月 ※必要時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 答申（案）について</li></ul>	
R8.2月下旬 ～3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 答申</li></ul>	